

埼玉県防災航空センター隊員派遣職員取扱要綱

(平成17年7月20日決裁)
(平成20年4月1日一部改正)
(平成26年4月1日一部改正)
(令和元年5月1日一部改正)
(令和元年11月1日一部改正)
(令和2年4月1日一部改正)
(令和3年4月1日一部改正)
(令和5年4月1日一部改正)
(令和7年4月1日一部改正)

第1 目的

この要綱は、埼玉県防災ヘリコプターに搭乗し、救急救助活動、消火活動、防災活動等に従事するため埼玉県に派遣される市町及び一部事務組合（以下「派遣団体」という。）の職員（以下「派遣職員」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 派遣職員の資格基準

派遣職員は、次の資格基準に該当する者で、派遣団体の長及び管理者（以下「派遣団体の長等」という。）の推薦を受けた者とする。

- (1) 救助科を修了し、3年以上の救助業務の経験を有する者であること。
- (2) 救助隊員として優れた判断力、体力及び技能を有する者であること。
- (3) 原則として救急科（従前の救急標準課程又は救急Ⅱ課程）を修了した者であること。

第3 派遣職員推薦書の提出

職員を派遣しようとする派遣団体の長等は、埼玉県防災航空センター隊員派遣職員推薦書（様式第1号。以下「推薦書」という。）に次の書類を添えて、知事に提出するものとする。

- (1) 履歴書
- (2) 勤務経歴書
- (3) その他知事が必要と認める書類

第4 派遣職員の決定

- 1 知事は、第3の規定により推薦書の提出があったときは、これを審査し、派遣職員として受入れするかどうかを決定する。
- 2 知事は、前項の規定に基づき派遣職員として受入れの決定をしたときは、速やかに埼玉県防災航空センター隊員派遣職員受入決定通知書（様式第2号）に埼玉県防災航空センター隊員派遣職員の取扱いに関する協定書（様式第3号。以下「協定書」という。）2通を添えて、当該派遣団体の長等に通知するものとする。

第5 協定の締結

- 1 第4第2項の通知を受けた派遣団体の長等は、速やかに協定書に必要事項を記入し、記名押印の上、知事に提出しなければならない。
- 2 知事は前項の協定書に記名押印の上、1通を当該派遣団体の長等に交付する。

第6 派遣の期間

派遣の期間は、原則として、3年間とする。ただし、県と当該派遣団体の協議により、その期間を変更することができる。

第7 派遣職員の身分取扱い等

派遣職員は、派遣期間中県職員の身分を併せ有するものとする。ただし、職は当該派遣団体に任用されている職と同等以下とする。

第8 給与等の負担

- 1 派遣職員の給料及び手当（在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当及び休日勤務手当を除く。）については、当該派遣団体の関係規程を適用し、当該派遣団体が負担する。
- 2 派遣職員が、県の命令に基づき、在宅勤務等、特殊な勤務をした場合における在宅勤務等手当、特殊勤務手当については、県の関係規程を適用し、県が負担する。
- 3 派遣職員が、県の命令に基づき、時間外勤務及び休日勤務をした場合における時間外勤務手当及び休日勤務手当については、当該派遣団体の関係規程を適用し、県が負担する。
- 4 派遣職員が、県の命令に基づき旅行をした場合における旅費については、県の関係規程を適用し、県が負担する。

第9 勤務条件

派遣職員の勤務時間その他の勤務条件については、県の関係規程を適用する。

第10 分限及び懲戒

- 1 派遣職員の分限については、当該派遣団体の関係規程を適用する。
- 2 派遣職員の懲戒については、県の職務に関して義務違反等のあった場合は、県の関係規程を適用する。
- 3 派遣職員を関係規程に基づき分限又は懲戒処分をしようとするときは、その都度、県及び当該派遣団体に協議するものとする。

第11 服 務

派遣職員の服務については、県の関係規程を適用する。

第12 福利厚生

派遣職員の福利厚生については、県の職員に準じて扱うものとする。

第13 共済組合

派遣職員は、当該派遣団体が加入している共済組合の組合員とし、各給付事務は、当該派遣団体の取扱いとする。

第14 公務災害

派遣職員の派遣期間中の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づき、県が手続きを行うものとする。ただし、負傷の程度等によっては県と派遣団体が協議して行うものとする。

第15 勤務状況等の通知

- 1 県は、派遣職員の勤務状況を派遣職員勤務状況報告書（様式第4号）により、四半期ごとに派遣団体に通知する。
- 2 県及び派遣団体は、派遣職員について、昇給若しくは昇格を行ったとき、又は相手方の団体に通知する必要があるときは、その都度、相手方の団体に通知する。

第16 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、その都度、知事と当該派遣団体の長等が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年2月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に埼玉縣市町村職員実務研修要綱に基づき防災航空センターに派遣されている者は、この要綱の施行の日に派遣された者とみなす。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日の前から引き続き県へ派遣される職員に対しては、改正後の要綱を適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日の前から引き続き県へ派遣される職員に対しては、改正後の要綱を適用する。

様式第1号（第3関係）

令和 第 年 月 日

埼玉県知事 ○ ○ ○ ○ 様

派遣団体の長等

埼玉県防災航空センター隊員派遣職員推薦書

埼玉県防災航空センター隊員派遣職員取扱要綱に基づき、本市（町）（又は一部事務組合）職員を下記のとおり、派遣職員として推薦します。

記

1 職（階級）・氏名 (生年月日)	職名	階級	氏名 (年 月 日)
2 住 所 (通勤方法)	()		
3 最 終 学 歴	年 月	修了・卒業・卒業見込み	
4 給与月額及び 次期昇給月	円 (級 号給) 年 月		
5 職 務 経 歴	年 か月間	従事年月 (年 月 日～ 年 月 日)	
救 助	年 か月間	従事年月 (年 月 日～ 年 月 日)	
救 急	年 か月間	従事年月 (年 月 日～ 年 月 日)	
警 防	年 か月間	従事年月 (年 月 日～ 年 月 日)	
そ の 他	年 か月間	従事年月 (年 月 日～ 年 月 日)	
6 消防学校研修歴	課程	科	年修了
7 派遣希望期間	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日 (月間)
8 派遣理由			
9 調整手当			
10 管理職手当支給の有無			
11 その他参考事項			

添付書類 履歴書、勤務経歴書（写し）など

様式第2号（第4第2項関係）

親航セ第 号
令和 年 月 日

派遣団体の長等 様

埼玉県知事 ○ ○ ○ ○
(公 印 省 略)

埼玉県防災航空センター隊員派遣職員受入決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で推薦のあった派遣職員について、下記のとおり受入れを決定したので通知します。

については、別添の協定書（2通）に必要事項を記入し、記名押印の上、令和 年 月 日までに防災航空センター宛て1通を提出してください。

記

- 1 派遣職員の職・氏名
- 2 派遣職員の勤務課（所）及び事務内容
- 3 派遣期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

- 4 その他

埼玉県防災航空センター隊員派遣職員の取扱いに関する協定書

埼玉県防災航空センター隊員派遣職員取扱要綱に基づき、〇〇市（〇〇町又は、〇〇〇〇一部事務組合）（以下「派遣団体」という。）から埼玉県へ派遣する職員（以下「派遣職員」という。）の取扱いに関し、埼玉県知事（以下「甲」という。）と派遣団体の長（又は管理者）（以下「乙」という。）との間に、次の事項について協定を締結する。

1 職員の派遣

甲は、乙の推薦に基づき、派遣団体の職員を埼玉県に派遣職員として受け入れる。

2 派遣期間

派遣期間は、派遣団体の職員が派遣を命ぜられた日から帰任を命ぜられた日までとする。ただし、甲及び乙は必要があると認めるときは、双方協議の上、その期間を延長し、又は短縮することができる。

3 身分

（1）甲は、派遣職員について、乙の派遣命令の日をもって、当該職員が派遣団体において保有する身分と同等の身分と認める無給の職員に採用の発令をし、乙の帰任発令の日をもって解任の発令をするものとする。

（2）派遣職員が、地方公務員法第16条各号に定める欠格事項に該当するに至ったときは、甲、乙協議の上、それぞれ措置するものとする。

4 給与

（1）派遣職員の給料及び手当（在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当及び休日勤務手当を除く。）については、派遣団体の関係規程を適用し、派遣団体が支給するものとする。

（2）派遣職員が、埼玉県の命令に基づき、在宅勤務等、特殊な勤務に従事した場合におけるこれらの手当については、県の関係規程を適用し、県が負担するものとする。

（3）派遣職員が、埼玉県の命令に基づき、時間外に勤務又は休日勤務をした場合におけるこれらの手当については、派遣団体の関係規程を適用し、県が負担するものとする。

5 昇給及び昇格

（1）派遣職員の昇給及び昇格については、派遣団体の関係規程を適用し、甲、乙協議の上、派遣団体が行うものとする。

（2）埼玉県は、派遣職員に昇給又は昇格があったときは、これに照応する昇給又は昇格を行うものとする。

6 旅費

派遣職員の派遣期間中における埼玉県の命令に基づく旅行に要する経費については、埼玉県の関係規程を適用し、埼玉県が支給するものとする。

7 勤務条件

派遣職員の勤務時間その他の勤務条件については、埼玉県の関係規程を適用するものとする。

8 分限及び懲戒

派遣職員の分限及び懲戒については、甲及び乙が、その都度、協議して行うものとする。

9 服務

派遣職員の服務については、埼玉県の関係規程を適用し、地方公務員法第35条に定める職務に専念する義務の免除及び同法第38条に定める営利企業等に従事する場合の許可は、甲が行うものとする。

この場合において、甲は、この免除又は許可をしようとするときは、乙と協議しなければならないものとする。

10 福利・厚生

派遣職員の保健及びレクリエーション等福利厚生については、埼玉県の職員に準じて扱うものとする。

11 共済組合

- (1) 派遣職員は、埼玉県市町村職員共済組合の組合員とする。
- (2) 派遣職員に係る共済組合費地方公共団体の負担金は派遣団体の負担とする。

12 公務災害

- (1) 派遣職員の派遣期間中の公務上又は、通勤途上における災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）に基づいて、甲が行うものとする。
ただし、災害の内容等によっては甲と乙が協議して行うものとする。
- (2) 派遣職員に係る地方公務員災害補償基金の負担金は、乙が負担するものとする。

13 通知

- (1) 甲は、派遣職員の四半期分の勤務状況を埼玉県防災航空センター隊員派遣職員取扱要綱の規定により、乙に通知するものとする。
- (2) 甲は、派遣職員について乙に通知する必要がある事項については、その都度、乙に通知するものとする。
- (3) 乙は、派遣職員について昇給又は昇格を行ったときは、昇給又は昇格を行った月の属する月の 5 日までに甲に通知するものとする。
- (4) 乙は、派遣職員について甲に通知する必要がある事項については、その都度、通知するものとする。

14 その他

この協定書に定めるもののほか、職員の派遣について必要な事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

上記協定の証として本書 2 通を作成し、記名押印の上、当事者それぞれ一通を所持する。

令和 年 月 日

甲 埼玉県知事 ○ ○ ○ ○

乙 ○○○○○ ○ ○ ○ ○

様式第4号（第15第1項関係）

派遣職員勤務状況報告書（第 半期）

勤務課所		職名			派遣元	
		氏名				
勤務 記録	月		月		月	
	年次休暇	日 時間	年次休暇	日 時間	年次休暇	日 時間
	病気休暇	日 時間	病気休暇	日 時間	病気休暇	日 時間
	特別休暇	日 時間	特別休暇	日 時間	特別休暇	日 時間
	職専免	日 時間	職専免	日 時間	職専免	日 時間
	欠勤	日 時間	欠勤	日 時間	欠勤	日 時間
勤務 状況	特に良好 やや不良		良 好 不 良		普 通	
健康 状況	良 好 不 良 ()					
備 考						
上記のとおり報告します。 令和 年 月 日 様 (公印省略)						